

改正点のあった様式等の取扱いについて（経過措置は平成 28 年 11 月 30 日申請（届出）分まで）

様式番号	改正箇所	閲覧	加筆対応	旧→新様式変更への対応
様式第 1 号	項番 04、05 舗装工事業の表記「ほ」→「舗」 項番 13「法人番号」欄追加	○	可能	<ul style="list-style-type: none"> 「法人番号」欄を加筆すれば対応可能。 電算入力事務に影響しないため、舗装工事業の表記は修正不要とする。 ※「個人番号」が記載されていた場合、必ず差し替え対応
別紙二（1）	項番 83、88 舗装工事業の表記「ほ」→「舗」	○	可能	電算入力事務に影響しないため、舗装工事業の表記は修正不要とする。
様式第 8 号	項番 64 舗装工事業の表記「ほ」→「舗」	×	可能	電算入力事務に影響しないため、舗装工事業の表記は修正不要とする。
様式第 11 号の 2	項番 74 舗装工事業の表記「ほ」→「舗」	×	可能	電算入力事務に影響しないため、舗装工事業の表記は修正不要とする。
様式第 20 号の 3	平成 28 年 6 月 1 日より届出書化（押印等）	○	—	健康保険等の加入状況の電算入力を行うため、黄色の紙で提出する（平成 28 年 11 月 30 日以降も継続実施する。）。
様式第 22 号の 2 （第一面）	項番 36「法人番号」欄追加	○	可能	「法人番号」欄を加筆すれば対応可能。 ※「個人番号」が記載されていた場合、必ず差し替え対応
様式第 22 号の 2 （第二面）	項番 83、88 舗装工事業の表記「ほ」→「舗」	○	可能	電算入力事務に影響しないため、舗装工事業の表記は修正不要とする。
様式第 22 号の 4	項番 56、57 舗装工事業の表記「ほ」→「舗」	×	可能	電算入力事務に影響しないため、舗装工事業の表記は修正不要とする。
決算終了後の変更届 表紙	「法人番号」欄追加	○	可能	「法人番号」欄を加筆すれば対応可能（法定様式ではないため、平成 28 年 11 月 30 日以降も修正対応可とする。）。 ※「個人番号」が記載されていた場合、必ず差し替え対応